

第3期大阪市地域福祉基本計画の概要について

1 計画の概要

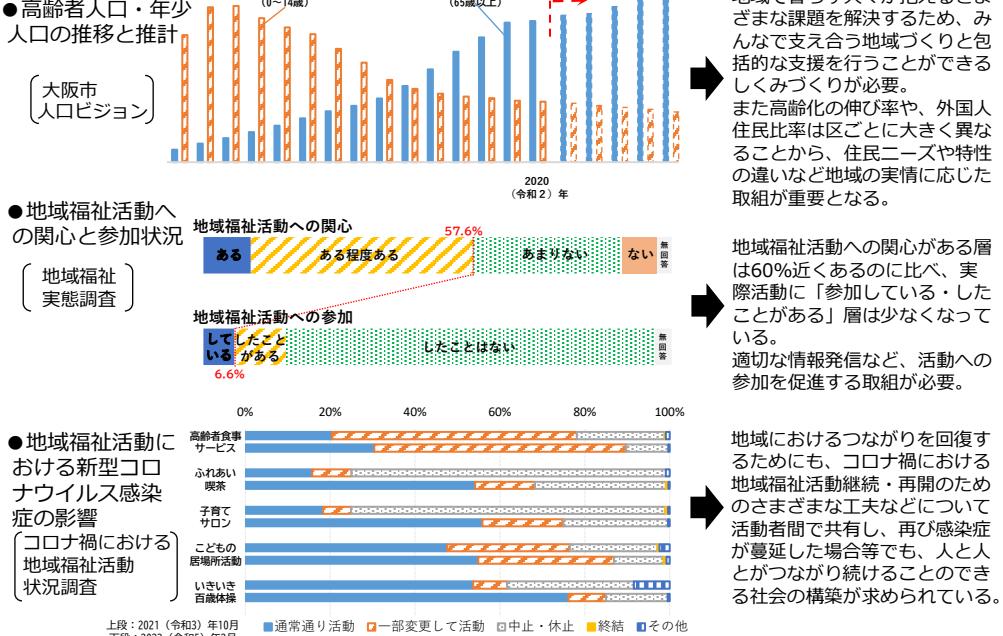
- 本計画は、各区の地域福祉を推進する取組をさらに強力に支援するとともに、権利擁護の取組や福祉人材の育成・確保など、各区に共通する課題や法・制度改正等への対応を市域全体で取り組んでいくために策定。（計画期間 2024（令和6）年度～2026（令和8）年度の3年間）
- 区地域福祉計画等（地域福祉ビジョン等）との関係

	位置づけ	内容
区地域福祉計画等 (地域福祉ビジョン等)	区の実情や特性に応じた地域福祉を推進するための中心的な計画	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉に関する区の方針 ・住民の地域福祉活動を支える取組 ・区域全体に共通する福祉課題への対応
本計画	区地域福祉計画等を支援する基礎的計画	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念、目標 ・各区に共通した福祉課題への対応として、最低限実施する基礎的部分となるしくみや、市全域で中長期的な視点をもって進めていくことが必要な取組

※ 本計画は、各区地域福祉計画等（地域福祉ビジョン等）と一体で、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」を形成

- 本計画は、地域という視点から保健・福祉の各分野別計画を横断的につなぐことで、年齢や性別などの違いに関わらず、すべての人の地域生活を支えることをめざすものである。また、住民が抱えるさまざまな生活課題に総合的に対応するため、生活に関わるさまざまな分野の施策と連携した取組をめざすものである。
- 本計画は、府内会議の「地域福祉連絡会議」において全庁的な体制で計画の推進を図ることとし、「大阪市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」及び「計画策定・推進部会」の意見を踏まえた評価・改善方法の検討を行い、PDCAサイクルを活用して効果的に取組を進める。

2 本市の現状・課題



3 法・制度の動向と本市の方針

国の動向

● 地域共生社会の実現に向けて

2020（令和2）年6月 社会福祉法改正（2021（令和3）年4月施行）

- ◆ 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築

- 重層的支援体制整備事業※の創設
- ① 相談支援
 - ② 参加支援
 - ③ 地域づくりに向けた支援

※ 重層的支援体制整備事業

包括的な支援体制を整備するための一つの手法として、上記①～③の支援を一括りに行う任意事業

※ 地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

地域共生社会の実現（第4条第1項）

地域福祉の推進（第4条第2項）

地域生活課題の把握、連携による解決に向けた取組（第4条第3項）

包括的な支援体制の整備（第106条の3）

重層的支援体制整備事業（第106条の4）

● 成年後見制度の利用の促進

第二期成年後見制度利用促進基本計画
(2022（令和4）年3月策定)

基本的な考え方（成年後見制度の運用改善等）

- ・本人の自己決定権を尊重
- ・適切な成年後見制度の利用に向けた連携体制の整備
- ・成年後見制度以外の権利擁護支援策の総合的な充実

ほか

本市の方針

● 地域共生社会の実現に向けて

「地域づくり」と「相談支援体制の整備」を基本として、これまで進めてきた各分野におけるさまざまな取組について整理し、市全体で共通して取り組む事項に重点を置き、施策のさらなる充実を図る。



【地域づくり】

- ・地域福祉活動への住民参加を促すとともに、住民が主体的に地域課題を把握し解決できる体制づくりを支援する。
- ・自ら助けを求めることができず、地域社会から孤立しがちな人を支えるしくみづくり（アウトリーチ等を通じた支援）に取り組む。
- ・「気にかける」や「つながる」、「支え合う」の視点を大切に、だれもが役割を持って、主体的に関わり続けられる活動の広がりをめざす。

【相談支援体制の整備】

- ・既存の相談支援のしくみでは解決できない複合的課題を抱えた世帯に対し、さまざまな施策分野の相談支援機関や地域の関係者が連携して支える多機関協働のしくみづくりに取り組む。
- ・生活困窮者自立支援制度等を通じ、「断らない相談」を推進するとともに、総合的な相談支援体制の充実事業と支援会議との連携を図ることで、本人の状況やニーズに応じた支援や社会資源の開発などの地域づくりに取り組む。
- ・研修やネットワーク構築等を通じて、福祉専門職や福祉・介護サービス事業者への支援を充実させ、福祉専門職の育成・確保を進める。また、福祉専門職が専門性の高い業務に専念できる環境を整備するとともに、新たな人材の確保にもつなげる。

● 成年後見制度の利用の促進

- ・「大阪市成年後見支援センター」を中核機関として位置づけて機能強化を図り、「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築に引き続き取り組むとともに、市民後見人の養成・支援を強化する。

4 基本理念と基本目標

基本理念 だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり

【大切な視点】 人権尊重 住民主体の地域づくり ソーシャル・インクルージョン
福祉コミュニティ形成 多様な主体の協働

基本目標1 気にかける・つながる・支え合う地域づくり

● 住民主体の地域課題の解決力強化と見守り活動の充実

- ・世代や属性に関わらない地域での支え合い、助け合いの意識づくりに取り組む。
- ・活動事例の情報を発信するなど、地域福祉活動に参加するきっかけをつくり、地域福祉活動に参加する住民を増やしていくことに取り組む。
- ・地域課題やニーズを住民同士で共有し、解決策を話し合う場づくりと、見守り活動や居場所づくりなど地域福祉活動やボランティア活動を支援することにより、支え合い活動を推進し、みんなで支え、助け合う地域づくりをめざす。
- ・地域のみでは解決が難しい課題等については、福祉専門職や行政につなげるしくみづくりを進める。
- ・住民主体の地域福祉活動を、区役所と区社協が連携しながら支援するとともに、今後、ますます増加する地域の高齢者ニーズに対応するため、新たな地域の資源開発などを進めていく。
- ・地域における見守りや助け合い活動を支援するとともに、ICTの積極的な活用など、より効果的な方法を検討することにより見守りのネットワークを広げ、市民一人ひとりが地域で支え合う関係づくりに取り組む。

重点的な取組

○ 地域福祉活動への参加促進

- ・地域活動、ボランティアなどの情報を広報誌やSNSなど多様な媒体を活用して発信し、より広い世代が気軽に地域福祉活動に参加できるようなきっかけづくりを行う。
- ・福祉読本「ふだんのくらしを しあわせに」を引き続き配付する、障がい当事者や福祉施設等との交流などの機会を設けるなどにより、小学生をはじめとしてさまざまな世代の方が福祉を身近に感じることができるよう理解促進に取り組む。

○ 地域における見守りネットワークの強化

- ・見守りの活動者がやりがいや手ごたえを感じながら活動を継続することができるよう支援し、また地域住民への周知・啓発により活動の輪が広がるよう取り組む。
- ・支援困難事例に対して適かつ円滑な対応を行うことができるよう、各区事例のノウハウの共有や、研修会等の実施により、CSWのさらなるスキルアップを進める。
- ・認知症高齢者等の行方不明事案等の再発を防止するため、警察と連携して、「見守り相談室」への事前登録や医療機関への受診勧奨を行うなどの取組を進める。
- ・普段からの取組が災害時への対応にもつながることから、日頃の見守り活動と、防災の取組との間の連携・共有等を進め、さらなる地域住民同士のネットワーク強化につなげる。

● 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進

- ・多様な主体の参画を促し、協働（マルチパートナーシップ）を推進するために、情報発信や研修・啓発、マッチングやコーディネート、資源の橋渡しを行う事業を促進するとともに、社会福祉法人の地域社会への貢献活動の推進を支援する。

● 災害時等における要援護者への支援

- ・自主防災組織による避難行動要支援者の個別避難計画の作成等、避難支援等の一連の活動が適かつ円滑に実施されるよう取り組む。
- ・地域住民による、重層的な見守り体制の構築を進め、災害に強い福祉のまちづくりを推進する。

基本目標2 だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり

● 相談支援体制の充実

- ・複合的な課題を抱えている事例や、制度の狭間に陥りがちな事例に対応できるよう、「総合的な相談支援体制の充実事業」を活用し、さまざまな相談支援機関が連携して支援する取組を推進する。
- ・こどもの貧困対策として、支援の必要なこどもや子育て世帯を学校において発見し、区役所等の適切な支援につなげられるよう、大阪市こどもサポートネットの充実を図る。
- ・複合的な課題や狭間のニーズに対応できるよう、多様な主体による地域活動の展開とあわせ、居場所や持ち場（役割）の確保に向けた丁寧なマッチングやコーディネートに取り組む。

重点的な取組

○ 複合的な課題を抱えた世帯への支援体制の充実

- ・分野ごとの相談支援機関、地域だけでは解決できない課題を抱えた世帯に対して、区保健福祉センターが調整役となって、適切にアセスメントを行い、複合的なニーズに対応するさまざまな支援をコーディネートするしくみの充実を図る。
- ・複合的な課題を抱え、自ら助けを求めることができない人が、必要な支援を受けながら地域で安心して暮らせるよう、地域における見守り活動との連携を進める。

● 権利擁護支援体制の強化

- ・虐待についての知識・理解の普及啓発に努めるなど、虐待防止の地域づくりを推進する。
- ・虐待の専門的対応に向けた取組を進める。
- ・個人としての尊厳が重んじられその尊厳にふさわしい生活が保障されるよう、認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人の意思決定を支援し、本人が選択できる機会を確保するための取組を進める。

重点的な取組

○ 虐待防止に向けた地域連携の推進

- ・相談窓口の周知や、未然防止・早期発見に向けた啓発を行い、虐待防止ネットワークによる的確な連携対応に努める。
- ・施設への指導を強化して従事者の意識向上を図るとともに、虐待対応に従事する行政職員の研修等を計画的に実施する。

○ 成年後見制度の利用促進

- ・各相談支援機関が形成する「権利擁護支援チーム」に対し、専門職の派遣や研修等の実施により継続的に支援する。
- ・市民後見人の活動や成年後見の制度について広く啓発を行い、担い手の確保を図り、必要な権利擁護支援につなげる。

● 福祉人材の育成・確保

- ・相談支援機関の職員が施策横断的な連携・協働を図れるよう、研修の実施等により知識・技術等の向上に取り組む。
- ・福祉・介護の新たな人材確保に向け、福祉・介護の仕事に対する理解促進や魅力発信の取組を進める。
- ・福祉専門職の育成・定着に向け、福祉・介護の職場で働く方々のスキルアップやモチベーション向上につなげる取組を進める。
- ・行政職員が多様な福祉ニーズに対し的確に対応できるよう、研修の実施等により、知識・技術等の向上に努め、施策横断的な連携体制の強化に努める。

重点的な取組

○ 福祉人材の確保・育成・定着

- ・福祉・介護の仕事の魅力を伝える「きらめき大賞」等の取組について、市民への周知方法等について検討を進め、より効果的なものとなるよう取組を進める。
- ・福祉専門職が専門性の高い業務に専念できる環境を整備し、多様な働き方に応じた職場環境の整備や多様な人材の確保にもつなげる。

○ 福祉職員の育成・専門性の向上

- ・福祉職員が専門職としての能力等を計画的に習得することができるよう、経験年数に応じた専門研修等を実施する。
- ・キャリアラダーを活用して必要な能力開発に取り組み、また計画的な人事異動や配置換えによる人材育成を推進する。